

のであって、資格取得を確保するものではない。夫婦2人の年金および妻と子供に対する補足的な年金に資格を取得させるのは、依然として夫である。婦人団体のもつてゐる現在の目的の1つは、老齢年金に対する既婚婦人自身の権利を承認させることである。その承認では、家計の維持と子供達の養育に妻の尽してきた長年の年月が、老齢・遺族保険制度において、当人自身の権利で資格を取得できる老齢年金を計算する場合の事実上の拠出期間として考慮されるべきであろう。

Die Stellung der Frau in der Eidgenössischen Alters- und Hinterlassenensicherung,  
Schweizerische Zeitschrift Für Sozialversicherung, 18th year, 1974, pp. 41 et seq.; No.48,  
'74/75.

## 家族手当

— 基本的な目的と法令の発達 —

**Anne Spitaels-Evrard (ベルギー)**

本稿には、社会福祉省によって、1972年3月4日にブリュッセルで開催された家族手当にかんする1日セミナーに提出されたテキストが再録されている。本稿は家族手当を採用した法律上の目的と、制度の発達してきた諸段階を論述している。

家族手当にかんする最初の法案が、1924年1月3日に下院に提されてから、この制度の分野において議会で行なわれた各種の手段を回想した後で、報告は全被用者に家族手当の適用を拡大した1930年4月4日の法律と、使用者と自営

業者をカバーするように制度を拡大した1937年6月10日の法律について、ある程度のスペースを当てている。

筆者はその当時に希望されていた社会的な考え方について論述し、1920年と1927年の間に、出生率がBrussel地区で26%，Antwerp地区で25%，Liege地区で24.6%，Ghent地区で24.1%ずつ減少したことを追想している。その期間に生じた出生率の低下は、ベルギーの人口密度がとくに高かったにもかかわらず、多数の国會議員の間に不安のたまりをもたらした。そのような状況のために、1930年4月4日付の法律を討議したとき、工業・労働・社会福祉省の大臣は、質疑で述べられた不安に対する答えとして、状況が過剰な警報への原因となっているのではなくて、家族手当制度の普及が多数の理由 — つまりその1つがもとより出生率を保護したり、また刺戟することであった — にとって基本的であると述べた。しかし、かれは「ベルギーにおける出生の型が比較的に大家族 — つまり、4人以上の子供を有する家族 — の世帯数の少ない」ということを強調した。

ところで、一般的な考え方では、家族手当の採用は出生の上昇をもたらしたが、ある人びとは、発生した上昇の原因を分離するのが困難であったと考えていたし、また、現在でも、分離するのが困難であると依然として考えている。これらの理由として、ベルギーのある国會議員達は、1929年当時において、出生率に影響を与える心理的な要素が一般に信じられていたよりもかなり複雑であり、また、出産の計画的な調整が子供の出生によって生ずる家計費への追加的な負担に大きな原因となっていると論じていた。

1930年には、全女性のうち23.7%が稼得活動に従事する雇用についていたが、ある国會議員達は、工場の環境が有害な心理的影響をもちやすいと論じて、女性の雇用のもつてゐる基本原則に依然として好意的でなかった。

今日では、女性の雇用にかんする条件はかなり緩和され、今では、工場の環境が女性の心理的な性格に不適切であるという立場から意見を述べる国會議員を想像することは困難である。

ところで、ある国會議員達は、最初2人目までの子供になんら家族手当を支払うべきでないし、これは3人目以上の子供に支払われる手当の支給額に実質的な増額を認めるという見解をもっている。この提案は反対された。しかし、1930年8月4日付の法律は1人目の子供から開始して、それ以上の子供について手当に累進的な段階を設けることを規定した。

他の国會議員達は、家族手当の金額が各地方別に定められるべきだということを提案した。この提案も拒否された。もっとも、家族手当について完全な資料を材料にして報告を書いたフランスの社会学者Alfred Sauvyは、各地方の状況に家族手当の支給額をなんらかの方法で調整する可能性を考えていた。また、同様に有益な報告の中で、社会福祉省の事務総長Mr. Delpereeは、人口政策に結びついた諸給付が各地方の環境に適用できることを主張した。

筆者の結論は以下に示すとおりである。

1930年以降の出来事は、家族手当が人口増加を刺戟するということについて、ほとんど何もしなかったか、あるいは、全く何もしなかったということを示していた。

女性や母親の雇用について大いに論議的となる問題は、今日では、より広い背景で考えられており、各種の態度はより一層均衡がとれている。家族に対する援助について包括的な政策を工夫する時期がやってきた。そのようなある政策を採用する方法の討議では女性の役割を果す場所が家庭であるという論題

主張の擁護者と反対者は、恐らく社会教育手当の厄介な主題と取組むのを続けてゆくことになる。しかし、1930年には、事前に予想された偏った確信で問題と取組んだり、正しく他の見解を理解できない人びとがいた。しかし、近年に観察された家族の性格に見うけられる変化は、きわめて重要であり、無視することができない。

*Les étapes législatives et les finalités originelles des Allocations familiales, Revue Belge de Sécurité sociale, No.1, 1974, pp.1-15; No. 67, '74/75.*

(以上4編の「ISSA海外論文要約より」は、社会保障研究所の要請に対するISSAのAdvisory Committee-1967年10月-による了解にもとづき、Social Security Abstractsより採用した)

(平石長久 社会保障研究所)